

告 示

埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年九月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社リビングプラットフォームケア ライブラリ東大宮二番館	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 四丁目五十三番地一
病院	医療法人徳洋会 聖みどり病院	埼玉県さいたま市南区白幡五丁 目十九番二十五号